

平成二十二年三月三十日受領
答弁第二八六号

内閣衆質一七四第二八六号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する再質問に対する

答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号）一及び二については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が、その作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させた上で作成したものであり、御指摘のように「法務省政務三役の職務怠慢」であると
は考えていない。

二について

御指摘の「抗議文」については、その写しを東京地方検察庁において保管しているものと承知している。

三について

お尋ねについては、文書による抗議に関する記録が残されていないため、その理由についてもお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、政務三役が、前回答弁書（平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二二九号）を作成する際、法務省刑事局から必要かつ十分な情報を提出させたためである。

五から七までについて

前回答弁書（平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二二九号）については、政務三役が、必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させた上で作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したものである。

八について

政務三役は、質問主意書に対しては、質問の趣旨を踏まえて誠実に答弁してきており、国民の目線に立って、責任を持って意思決定を行っているものと考えている。